

令和8年度玉城町地域おこし協力隊募集支援業務に係る業者選定を下記のとおり実施する。

令和8年6月24日

玉城町長 中川 泰成

記

令和8年度玉城町地域おこし協力隊募集支援業務企画提案コンペ実施要領

1. 目的

玉城町では、地域おこし協力隊の募集・採用から、任期中の活動、さらには退任後の定住・定着までを一貫して支援する体制を構築するため、本委託事業を実施する。本事業の選定にあたっては、地域ニーズに即したミッションの組成、候補者と地域住民との交流促進、求める人材との的確なマッチングに向けたノウハウの提供、および移住定住支援にいたるまで、幅広いサポートが求められる。ついては、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から広く企画提案を募り、一定の基準に基づき総合的に評価・選定するプロポーザルを実施する。

2. 概要

- (1) 業 務 名 令和8年度 第17号
玉城町地域おこし協力隊募集支援業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業 務 内 容 玉城町地域おこし協力隊募集支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約の日から令和9年3月19日まで
- (4) 契 約 上 限 額 1,490,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※この金額は契約金額の限度を示すものであり、当町がこの金額で契約することを約束するものではない。

3. 委託業者選定方式

- (1) 参加者要件は次の要件を満たした者とする。
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定で示すものに該当する者でないこと。
 - ②玉城町入札参加資格者名簿に登録されていること。国・地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者。
 - ③手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続

開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(2) 企画提案コンペで選定した事業者との随意契約とする。

4. 企画提案資料の提出及び期限等

(1) 提出書類

①企画提案書提出届【様式1】

②会社概要書【様式任意：A4版1ページ以内】

③業務実績【様式任意：A4版1ページ以内】

過去5年の同種の契約実績（地域おこし協力隊募集支援）を記載すること。

④業務実施体制【様式任意：A4版1ページ以内】

実施体制及び配置可能な技術者の氏名、所属、経歴、資格を明記すること。この他、円滑に実施するための体制について、特記すべき事項があれば記載すること。

⑤企画提案書【様式任意】

企画提案書には以下の項目を記載（ア～ウの順）し、全体をA4版、5ページ以内で作成すること。（A3版の場合は、1ページをA4版2ページとする。また、表紙を付ける場合にはページに含めない。）文字サイズは10.5ポイント以上とし、カラー印刷での提出も可とする。

ア 仕様書「5. 業務内容」に記載された項目に関する提案

イ 業務実施計画

ウ その他（本業務遂行にあたり、仕様書に記載された事項に加えて実施できる提案や他社に対して優位であると思われる点など）

⑥見積書【様式2】

積算が詳細に分かる内訳書を添付すること。

(2) 提出期限 令和8年7月7日（火）17時（必着）

(3) 提出部数 7部（原本1部、副本6部）

(4) 提出方法 郵送もしくは持参（土日祝日及び時間外は受け付けない）とする。ただし、郵送の場合は書留郵便で送付すること。

5. 審査方法・評価基準

(1) 審査方法

プレゼンテーション審査方式とし、提出された企画提案書とプレゼンテーションの内容を下記評価基準のとおり審査し決定する。

提案事業者は、提出した企画提案書を使用してプレゼンテーションを行う。企画提案書の変更・追加は原則的に認めないものとする。

(2) 評価基準

審査項目・評価基準は以下の表のとおりとする。

<審査項目・評価基準表>

審査項目	全体に占める割合	評価基準
業務実績	5/100	(別紙1) 参照
業務実施体制に関する提案	20/100	
仕様書「5. 業務内容」に記載された項目に関する提案	40/100	
業務実施計画	20/100	
その他	10/100	
見積金額	5/100	

(3) プレゼンテーション開催日

令和8年7月13日(月)

※1事業者発表10分以内、質疑応答10分程度を予定(応募事業者数により変更あり)。

(4) 契約予定者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い事業者を契約予定者として選定する。ただし、当該最高点数事業者が複数ある場合は、審査員の協議により選定する。

なお、当該契約予定者が辞退した場合は、次に総合点数の高い事業者を契約予定者として選定する。

(5) その他

①審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

②審査結果は令和8年7月14日(火)中に町ホームページで公開する。

6 質問及び回答

(1) 受付期間 令和8年6月30日(火) 正午まで(必着)

(2) 受付方法 質問書【様式3】をメールで受付。なお、町まちづくり推進課(電話 0596-58-8208)へ到着の確認を行うこと。

(3) 回答方法 一括してとりまとめ、受付期間終了後質問者全員にメールで回答する。

(4) 回答日 令和8年7月1日(水)

7 提案書の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

(1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行動等があった場合。

8 留意事項

- (1) 企画提案コンペおよび契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。
- (2) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案資料については、返還しない。
- (4) 提出された提案資料については、玉城町情報公開条例（平成11年玉城町条例第17号）に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しないので当該部分を明記すること。
- (5) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (6) その他必要な事項は、玉城町会計規則の規定によるものとする。
- (7) 成果物の著作権の全部（著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む）は、玉城町に帰属するものとする。
- (8) 本手続きに係る契約締結は、令和8年度玉城町一般会計予算に基づくものとする。

9 連絡及び提出先

〒519-0495

三重県度会郡玉城町田丸114番地2

玉城町役場 まちづくり推進課

担 当：永井、堀江

電話番号：0596-58-8208 F A X：0596-58-4494

E-mail：senryaku@town.tamaki.lg.jp

(別紙1)

令和8年度玉城町地域おこし協力隊募集支援業務に係る業者選考審査基準及び配点

評価項目	評価事項	配点	評価点の掛け率				
			A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)
業務実績	地域おこし協力隊募集支援業務の契約実績	5点	5件以上	4件	3件	2件	1件
業務実施体制に関する提案	業務遂行に十分な組織体制が整っており、柔軟な対応が可能か。(実績のある技術者及び必要な人員が十分確保されているかなど。)	20点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
仕様書「5. 業務内容」に記載された項目に関する提案	(1) 隊員のミッション・求める人物像の設定に向けたサポート ・玉城町の課題や目指す姿を踏まえた支援ができる内容か (2) 協力隊希望者等を対象とした現地体験会の開催のためのサポート ・参加数が増加する工夫がされているか (3) 募集、採用、定住、定着の支援 ・協力隊希望者が任期終了後のビジョン形成まがができる内容となっているか	40点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
業務実施計画	業務工程が具体的かつ実現可能なものかなど。	20点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
その他	仕様書に記載された事項に加えて実施できる提案や他社に対して優位であると思われる点など。	10点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
見積金額	右の通り	5点	見積金額満点(5点)×提案された最低額/提案額 (小数点以下は切り捨て)				
合計(100点満点)			_____点				

【様式1】

企画提案書提出届

玉城町長 宛

令和8年度玉城町地域おこし協力隊募集支援業務について、別紙のとおり企画提案書を提出
します。

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

氏名		所属・ 役職等	
住所			
電話		FAX	E-mail

【様式3】

質 問 書

年 月 日

玉城町長 宛

所 在 地

商号又は名称

担当者氏名

印

電 話

F A X

E-mail

令和8年度玉城町地域おこし協力隊募集支援業務企画提案コンペについて、下記のとおり質問します。

記

項 目	(書類名称・ページ・項目など)
内 容	

注 質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

送付先：玉城町役場まちづくり推進課 〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114-2

電話 0596-58-8208 E-mail senryaku@town.tamaki.lg.jp

令和8年度玉城町地域おこし協力隊募集支援業務仕様書

1 業務名

令和8年度玉城町地域おこし協力隊募集支援業務

2 履行場所

度会郡玉城町地内

3 履行期間

契約の日から令和9年3月19日まで

4 目的

地域おこし協力隊の募集から採用、定住・定着までの一貫した支援を行うこととしており、ミッションの組成や協力隊希望者と地域の交流、地域が求める人材とのマッチングに向けた募集・任用に係るノウハウの提供、移住定住支援などの幅広いサポートを行う。

5 業務内容

(1) 隊員のミッション・求める人物像の設定に向けたサポート

玉城町が抱える課題の洗い出しのほか、課題の解決や地域の魅力の向上につながるミッションおよび玉城町が求める人物像の設定に向け支援すること。条件は以下のとおり。

- ・ミッション、求める人物像の設定については、玉城町の課題や目指す姿を踏まえたうえでアドバイスをすること。
- ・県内協力隊の活動事例の紹介や隊員 OB, OG の経験談等により支援を行い、必要に応じて隊員 OB, OG に玉城町との打ち合わせへの参加を求めること。

(2) 協力隊希望者等を対象とした現地体験会開催のためのサポート

隊員希望者に玉城町について知ってもらうための現地体験会開催等を行うこと。条件は以下のとおり。

- ・地域おこしやミッション等に関する議論が活発になされる内容とすること。

- ・体験会は住民、行政、協力隊 OB, OG、隊員希望者などが参加し、参加者同士が交流する機会となるよう工夫すること。

(3) 募集、採用、定住・定着の支援

玉城町が考えるミッションや求める人物像と合った隊員の募集や採用に向けての支援を行うこと。条件は以下のとおり。

- ・募集案件組成に向けた打ち合わせや企画を行い、魅力ある募集記事作成を行うこと。
- ・玉城町に対して、協力隊を募集するマッチングサイトの選定および登録代行の実施や、面接の実施方法などの募集・採用に関するアドバイスを行うこと。
- ・協力隊希望者が定住・定着にできるように、着任から任期終了後の定住までのビジョン形成ができるようにアドバイスを行うこと。

6 実績報告および成果物

委託業務完了後、1 週間以内の実績報告書(実施内容の概要、実施状況写真等をまとめたもの)を作成の上、玉城町に提出すること。

部数紙媒体 1 部および電子データ 1 式

7 その他

- (1) 受託者は業務執行に当たっては、総括責任者および各業務工程別に責任者を定め、委託者に届出すること。また、貸与する資料および成果物等の管理に万全を期すこと。
- (2) 委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ玉城町の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により玉城町に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。

- (5) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で参加者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 玉城町は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- (7) 本仕様書に基づく業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (8) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (9) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。）および著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって玉城町に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (10) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア．断固として不当介入を拒否すること。
- イ．警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
- ウ．委託者に報告すること。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項および疑義がある場合、速やかに係員と協議すること。